

ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

DOMESTIC TOPICS

国内判例紹介

大阪高裁平成20年(ネ)第2836号 商標権侵害差止等請求控訴事件

節分用巻きずし「招福巻」は普通名称

大手スーパー「イオン」に対し、「十二単の招福巻」を付した巻きずしの販売が登録商標「招福巻」の商標権侵害に該当するかが争われた事件の控訴裁判において、大阪高裁は地裁判決を覆し、「遅くとも平成17年頃以降は多くのスーパーで『招福巻』の名称が用いられ、特定の業者の商品と認識する者はいなくなっていた」こと等を理由に、請求を棄却する判決を下しました。

(言渡日 H22.1.22)

過去の裁判例では、「うどんすき」や「正露丸」が、この事実と同様に普通名称化した商標と認定されました。

☑ここがポイント

登録商標であっても、一般的に使用され普通名称化した場合には、権利行使が認められない場合があります。

[弁理士: 足立ゆかり]

キャッチフレーズやスローガンは商標か？

販売促進のための宣伝文句として用いるキャッチフレーズや、企業のイメージ向上のために用いるスローガン、企業理念等は、商品やサービスの出所を表示するとは認識できない(識別力がない)場合が多いため、原則として商標登録されません(商標法第3条第1項第6号)。しかし、キャッチフレーズやスローガンに該当するか否かの線引きは明確でなく、例えば以下の文言は商標登録されています。

「ずっと先まで、明るくしたい。」(第39類)
 「生き生きとした人生を」(第16類)
 「すべてをグリーンに」(第9類)
 「からだにうれしい」(第30類)

商標と認められるか否かは、称呼(読み)の長さや指定商品(役務)との関係、業界での使用状況等によって判断されているのが現状です。

☑ここがポイント

キャッチフレーズやスローガンと思って使用していても、他人の商標権を侵害する場合があります。

[弁理士: 足立ゆかり]

OVERSEAS TOPICS

外国判例紹介

台湾知的財産裁判所行政判決98年度行商訴字第49号

「三井 SAN JING」の登録を支持

台湾知的財産裁判所は、三井グループがAntico社の商標「三井 SAN JING」に係る登録に対して行った無効審判請求・異議申立ての棄却審決・決定への審決・決定取消訴訟において、請求棄却の判決を下しました。

判決において、以下の点が指摘されています。

- ① 漢字「三井」はありふれた語である。たとえ両商標が類似しているとしても、「三井」は三井グループによって創案された語ではなく、他の商品区分において、同語を用いた様々な商標が登録されている。
- ② Antico社の指定商品が革商品であるのに対して、三井グループの指定役務は飲食物の提供役務である。一般消費者の観点からすると、両商品・役務の性質、機能、用途が大きく相違し、市場は明確に区別される。

日本においては、三井グループが周知・著名であることは明白な事実と考えられますが、そのような周知・著名商標をもってしても、直ちに他国における類似商標の登録を阻止できることは限らないことを本判決は示していると言えます。上記①のような事情がなければ、たとえ②のように商品・役務非類似であったとしても、出所混同のおそれを理由として、登録が無効となった可能性があるかと推察されます。

[弁理士: 小野正明]

欧州第一審裁判所T-64/07~66/07、T-200/07~202/07、T-298/06

数字商標、やはり登録認められず

2009年11月19日、欧州第一審裁判所は、「定期刊行物」等(第16類)に係る欧州共同体商標「150」、「250」、「350」、「222」、「333」、「555」、「1000」の出願の拒絶を支持する判決を下しました。

判決において、同裁判所は、ページ数、データ数等、上記商標と指定商品「定期刊行物」等との間には、直接的かつ具体的な関連があり、これらの商標は指定商品に含まれる情報の量を記述するものであると判断しています。

欧州共同体商標規則上、商品の数量等の表示のみからなるいわゆる記述的商標の登録は認められていない一方で、商標の定義において数字が構成要素の一例とされているため、上記商標に登録の余地があると判断して出願人は提訴したと推測されますが、従前通り、図形等の識別力を有する他の要素と結合しない限り、数字商標の登録は難しいと言えます。

[弁理士: 小野正明]



ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

OVERSEAS TOPICS

韓国、商標法 2010年改正について

韓国の商標法改正案が公布され、**本年7月28日**より施行されます。

【主な改正内容】

1. 存続期間の更新について、出願制から申請制に変更(§ 42)

現行法では、商標権の存続期間を更新する場合、「更新登録出願書」を提出し一定の要件を満たさなければ更新登録が認められませんでした。改正後は期間内に登録料を納付して「更新登録申請書」を提出すれば、実体審査手続を経ずに存続期間が延長されます。

2. 登録料の分割納付制の導入(§ 34、§ 42(3))

現行法では、商標登録料を一括納付する必要がありましたが、改正後は分割(2回)納付できるようになります。2回目の登録料を納付期間(追納期間、補填期間等を含む)内に納付しなかった場合、登録日から5年後に商標権は消滅します。

3. 職権補正制度の導入(§ 24-3)

願書などに明白な誤記がある場合、出願人に補正要求書を発送しなくても審査官により職権で訂正されます。

4. パリ条約第6条の3関連条文の遵守(§ 7(1)1)

パリ条約第6条の3を遵守するための関連規定が整備され、国家・国際機関などが自らの国旗・国章等を商標出願する場合には、登録を受けることができる規定が明文化されます。

5. 不登録事由に品質名称を追加(§ 7(1)15)

種子産業法に登録された品質名称については登録を受けることができない規定が新設されます。

6. 手数料の返還対象の拡大(§ 38(1)2)

現行法では、出願後1ヶ月以内に取り下げ、又は放棄した場合、「出願の出願料」が返還対象でしたが、改正後は「優先権主張申請料」も返還対象に追加されます。施行日に審査中の全ての出願に対して適用されます。

[弁理士: 三上真毅]

